事 務 連 絡 平成23年6月3日

関係都道府県・政令市廃棄物主管部(局)御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A(その3)」を、別添のとおり取りまとめたので、お送りします。

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A (その3)

環境省廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

- Q1. 私立学校の敷地内の災害廃棄物についても、補助の対象となるのか。
- A1. 私立学校等のように災害復旧制度を有している法人については、ガレキの撤去と 施設の建て替えを一体的に行うことが可能なものは、その災害復旧制度によること が適当と考えられる。

しかしながら、私立学校の敷地内の災害廃棄物についても、市町村が特に必要と 認め処理を行う揚合、災害廃棄物処理事業で対応することも可能である。

なお、市町村が特に必要と認める際の考慮事項の例としては、当該災害廃棄物の 量、学校の費用負担能力などが考えられる。

- Q2. さらに、私立学校の解体も補助の対象になりうるのか。
- A2. 「解体、収集・運搬及び処分」のうち、解体処理事業については、交付方針の第 2の(2)において、「個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者並みの公益法人等(注)を含む。以下「中小企業者」という。)が所有するものに限る。)及び事業所等(中小企業者が所有するものに限る。)を対象とする。」とされている。

このため、私立学校に関する解体処理事業については、私立学校が「中小企業者 並み」の場合には、災害廃棄物処理事業の対象となりうる。

(注)学校法人は、「公益法人等」に含まれる(法人税法第2条及び同法別表第二参照)